

内閣文庫蔵 『神木入洛記』

— 『太平記抜書』の類として、付翻刻 —

一 序

『太平記』は歴史的事件を素材にした史書という性格の故に、あるいはその分量の膨大さの故に、「抜書」とか「抜萃」とか呼ばれる抄本によって享受されることが少なくなく、それら具体相の一人は加美 宏氏『太平記享受史論考』（昭60、桜楓社）の詳説する所である。氏によれば、全体の梗概書の他に、異本校合の所産として成されたもの、日本の言語と歴史を学ぶための教科書として編集されたもの（キリシタン版抜書）、特定の個人・家・寺社に係る記事を関係者が抄出したもの、等に分類できるといふ（同書280頁）。

ここで扱う内閣文庫蔵『神木入洛年』（以下「入洛記」と略称）は、特定の寺にかかわる抜書で、南都興福寺大乘院の所領である越前国河口庄を斯波高経が押領した事件（貞治三年¹³⁶⁴）に端を発する春日神木入洛・高経の失脚・神木帰座のことを記しており、『太平記』巻三十九の「神木入洛付洛中変異事」・「諸大名議高経入道道朝付大原野花会并道朝下向北国事」・「神木御帰座事」（大系本三440～450頁）に相当する。

該記については『太平記』の出版研究に成果を挙げた後藤丹治氏が

* 長 坂 成 行

早くに注目し、『太平記の研究』（昭13、河出書房）の中で次のように述べている。

太平記との前後が問題になるのであるが、私はこの書は太平記を丸写しにしたものであると推定する。河口庄は大乘院の領地であるから、大乘院の尋尊か誰かが、太平記の河口庄関係の記事を抜きにしたものであらう。この書が太平記と全然同文である事実を見ても、これを太平記のものになったものとは思はれない。むしろ太平記そのものである（換言すれば太平記の抜書である）と見るのが妥当であらう。（142頁）

簡にして要を得た右の解説に付言する何ものも持たないが、小稿では『太平記』諸本の流伝を考える立場から少しく検討を加えてみたい。

二 概要と成立

国立公文書館内閣文庫蔵の『神木入洛記』（古文書・二四・四一九）は、破損の恐れがあるため他の大乘院関係の諸書と同様に、現物の披見は許されず紙焼写真に拠る。写真に見える物差によれば大きさは縦約二九センチ・横約二一センチ、紙質は不明、袋綴、原本に裏打ち補修したものであると思われる。本文は漢字片仮名交り、一面の行数は十

二行、墨付十丁、他の文書の紙背に「神木入洛記」を書写したもので二丁目表から四丁目裏にかけて、五丁目表から六丁目裏、七丁目表、八丁目裏、九丁目表は裏文書と交錯し、判読に苦しむ所が多い。

内表紙中央に本文とは別筆（かなり新しそうで改装時か）で「尋尊御筆 神木入洛記 貞治三年 河口庄事」とあり、その左下に「大乘院」とある。

本文の独特の筆跡を、尋尊自筆が確実とされる他の文書の筆跡と比較するに、右の「尋尊御筆」を信頼してよいように判断できる。すなわち後藤丹治氏が言うように、興福寺大乘院門跡たる尋尊が、河口庄に係る紛争の記録として「太平記」巻三十九を抄出したものと思われる。

さて尋尊が該記を抄出する蓋然性、およびその年代について考えてみたい。越前国坂井郡河口庄は、康和年中（1099-1104）に白河上皇が一切経料所として興福寺に寄進したのに始まるという。本所は興福寺塔頭大乘院で、その下に院家が給主となり、在地に政所がおり荘務を担当した。尋尊の「大乘院寺社雜事記」における河口庄関係記事は膨大な分量に及び、彼の本所領への関心の強さと、所領にからむ多様な問題の発生を物語って余りある。ところで「雜事記」の中で「太平記」が書名として検出できるのは僅かに文明十五年（1483）九月十二日の条のみである。

興福寺五个関・春日貝菜関・当門跡二个所関、此等八河上之本関也、見太平記一卷、此外ハ停止之、新関出来在之者、為南都申入于京都破之者也（八七下）

「太平記」の記事（巻一「関所停止事」）を過去の歴史的事実として捉えていることが窺える。

尋尊は同様な意味で、河口庄にからむ紛争の歴史の一例として、「太平記」から「入洛記」を抄出したと思われるが、「雜事記」の索引で検する限りその行為を明示する記事は見出せない。但し、その痕

跡として明応七年（1498）二月二十四日の記事を挙げておきたい。これに先立つ二月二十日、畠山尚順が万歳の跡地を馬廻衆に与えたことに對して学侶六方が抗議し、二十三日、成就院は河内にむかい畠山尚順と交渉する。一方、寺門は八方大衆蜂起を考え、「神敵と成り御罰を蒙る先例共」を尋尊に問うて来た。その先例の一つとして斯波道朝没落事件について次のように記す。

貞治三年七条神門道朝、就河口庄事成違乱之間、八方大衆以下次第大訴、蒙神罰旨事、神詫御譴在之、（十一 22上）

右の記事で注目すべきは「神詫御譴在之」とする点で、道朝失脚事件についてはいくつかの史料に録されるが、神詫歌の存在を記すのは「太平記」と「入洛記」のみである。尋尊が「太平記」の該記事に目を通していたこと、そしてその記事を史実として認識していたことが窺えよう。さらに、この時点までに尋尊は既に「入洛記」を書写していたであろうとの推測は許されるだろう。

しかし「入洛記」成立の上限は確定できない。ところで「入洛記」九丁目表の紙背文書に「十月十八日 祐盛」とみえ、十丁目裏には「祐盛僧都」とか「宇智郡大般若施行」などがあり、祐盛と興福寺関係者（尋尊か）との間でやりとりされた来信、あるいは覚書の裏に「入洛記」を書写したと考えられる。尋尊の周辺で「祐盛僧都」なる人物を検するに「雜事記」文明五年（1473）九月十日の条に、

去八日祐盛權少僧都入滅七十九、無量寿院坊主也（五39下）

とある人物に該当するかと思われる。彼は寛正三年（1462）十一月末で權少僧都に任じており（同年十二月一日条、三265上）、これ以前は大法師として所見である（初出は康正三年1457三月二十六日条）。すなわち「祐盛」を「僧都」と呼び得るのは寛正三年十二月以降、従って、右の裏文書はそれ以降の執筆にかかることになる。今少し限定すれば

寛正四年(463)十月以降、文明四年(472)十月までの間に書かれた文書と言えよう。そして「入洛記」は、不要になったこの文書の裏に抜書されたのであろう。

以上を勘案して、「入洛記」は寛正四年十月以降、明応七年(1498)二月までの間の成立と推定しておく。⁽¹⁰⁾

三 「太平記」との関係

前述のように「入洛記」が十五世紀後半の成立であるとする、その依拠した「太平記」も当然その頃までの伝本ということになる。そしてこの時期までの「太平記」の写本の数は極端に少ないという事情を勘案すれば、「入洛記」の本文は抜書とは言え貴重なもので、ここに翻刻する所以でもある。

そこで「入洛記」が依拠した「太平記」の本文についてだが、「太平記」からの抜書である以上、尋尊の恣意によって本文に改変が施された可能性がないわけではない。例えば河口庄と春日社との関係について述べる箇所、河口庄は「春日社毎日不退ノ一切経ノ料所トシテ」(校異41頁上④の部分)重要な荘園であったとするが、この詞章は管見の「太平記」諸本には見えない。「太平記」には無くとも、春日社興福寺関係者にとっては不可欠な一節で尋尊が入洛記に加筆した可能性が強い。また(4)の部分(校異42頁上⑥の部分)、佐々木道誉主催の大原野花会の様子を詳述したもので、「入洛記」には欠くがすべての「太平記」諸本に存する。これなどは「入洛記」としてはさして重要でない閑事であるため省筆したかと思われる。あるいは(7)の部分(校異43頁上⑦の部分)、「太平記」は管領道朝の臣二宮信濃守が、長坂峠で追撃軍をくいじめ奮戦したことを具説するが、「入洛記」はここもあっさりとおまかな経過を記すにとどまる。その他、「入洛記」は

「太平記」とは別に独立して(春日神木入洛、あるいは神爵の先例書として)読まれるためか、年時・人名を詳記したり、心理描写を略すなど、抜書を作る際の加筆省略を思わせる箇所が存する。「入洛記」は文字どおり、神木入洛の記であるため、依拠本文を特定する場合、以上述べた程度の事情は配慮する必要がある。もちろん現在伝存しない「太平記」に「入洛記」と全同の伝本が存在した可能性を完全に否定することはできないが、その蓋然性は極めてうすいだらう。

さて「入洛記」が抜書した部分に相当する「太平記」では、特にその後半の道朝が都落ちする条り、および神木帰座の条に本文異同が甚だしい。記事順序・詞章の有無を基準にして、諸本はごく大雑把に次の三類に分かれる。

① 西源院本の類

② 毛利家本・天正本の類

③ 玄玖本・南都本の類

①は特に神木帰座の儀式の描写に他本にない文飾が多く、②は道朝没落・二宮奮戦の部分の詳述する特徴的詞章を持ち、記事順序にも異同がある。多くの諸本は③に属する。校合の結果、「入洛記」の本文は③類のうちの梵舜本に最も近いと判断できる。例えば、道朝追討のために派遣された軍勢の国名で、「入洛記」に「美作」とある(校異43頁上⑩の部分)のは梵舜本にのみ一致し(他の諸本のように「美濃」が正しいはず)、注意される。翻刻の右に梵舜本との校異を示したが、最も近似する本文でも見る程度の差異がある。

「入洛記」が、流布本の直前の段階の本文を持つとされる梵舜本に依拠するかと判断できるといふ結果は、いささか意外であるが、一面では首肯できないでもない。というのは現存梵舜本は室町末期(天正年間)の書写であるが、長享二・三年(1488-1489)の本奥書を持ち、さら

に卷三十九のみだが宝徳元年(1449)の奥書もあり、粗本は十五世紀後半に溯ると考えられるからである。従来、梵舞本は巻によって本文系統が異なる所謂「取り合わせ本」ということで、さして顧慮されることと少なかったように思う。しかし、その本文自体は本奥書が示すように、十五世紀後半の『太平記』の本文の一樣相を伝えていることが、『入洛記』の存在によって逆に証明できるわけでもある。

四 結 び

さて興福寺大乘院の尋尊が十五世紀後半に依拠した『太平記』の伝本となると、臆測をたくましくすれば、彼の父一条兼良が校合した本を写したという桑華書志著録本(現在存否不明)に思いが及ぶ。鈴木登美恵氏の紹介にかかる桑華書志著録本は、永正の頃(1504~1520)の書写かと推測され(松雲公)、その粗本は「一条太閤」(兼良)の手によって「兩度之御校」が施された「無双之名本」で、「門跡御不出之本」でもあったという。この門跡が興福寺の大乘院か一乗院、あるいは東大寺の東南院かは特定できないが、応仁の乱を避け兼良は尋尊をたよって興福寺成就院に身を寄せており(1468~1477)、この間に兼良校合の『太平記』を披見した可能性はあり、またそれだけではなく譲り受け「門跡御不出之本」にしたとも考えられる。またこの桑華書志著録本の巻一「三位殿局御事」の本文は『南朝実録資料』に抄出されており、鈴木氏の考察によれば、梵舞本系の本文を主体としたものと認定されている。『入洛記』もまた梵舞本系の本文に近似することを併せ考えれば、『入洛記』が依拠した『太平記』が兼良校合本(あるいはその転写本)であったかもしれないという想像も、全くの荒唐無稽でもあるまい。

以上、尋尊筆『神木入洛記』の成立時期を十五世紀後半に、その依

拠した『太平記』の本文を梵舞本系統に特定し、さらに一条兼良校合本『太平記』との関係について臆測をつらねた。この想像の裏付けとなる新たな資料の析出を期しつつ蕪雑な稿を閉じたい。

注

- (1) 宮内庁書陵部蔵『大乘院雑々記 附神木入洛記』(1168、写本一冊)の前半は本書と同内容である。野線の柱刻に「奈良県」とあり、明治の頃、大乘院文書が内閣文庫に入る(明治二十一年)以前に書写されたものか。判読不能の文字の字体、虫喰の形に至るまで内閣本を忠実に模写している。
- (2) 内閣文庫蔵「後大慈三昧院殿御記」(古21エ361)・「神木動坐度々大乱類聚」(古23381)・「永享元年公方御下向記」(古240425)・「大乘院門跡領目録」(古25481)等。
- (3) 『国史大辞典 第三卷』704頁。
- (4) 福田秀一「太平記享受史年表」(日本文学研究資料叢書「戦記文学」所収)、および「大乘院寺社雑事記索引」。
- (5) 「大乘院寺社雑事記」(角川書店刊)の巻頁段を示す。以下同様。
- (6) 鈴木良一「大乘院寺社雑事記 ある門閥僧侶の没落の記録」(昭58・3、そしえて) 250 251頁に詳しい。
- (7) 『大日本史料 第六編之二十六』貞治三年十二月二十日条など。
- (8) 紙焼写真の裏からの透視。「内閣文庫国書分類目録 上」には「紙背祐盛・信承等文書」(182頁下)と注記するが、「信承」については写真では確認できなかった。
- (9) 但し、永島福太郎「奈良文化の伝流」(昭19・8、中央公論社)によれば、「応永二年四月に至って、宇智郡は春日社に返付せられ、興福寺一乗院をしてその管理に当らしめられた」という(23頁)。
- (10) 注(8)の「信承等文書」も写真では確認できないものの、確かな根拠に基づいているはずで、これを考慮すれば範囲はさらに限定される。尋尊に係りのありそうな信承(弁公)は、明応六年(1497)正月三日に五十三歳

で(初出の長祿四年(1460)四月二十七日の条に十六歳とある所から逆算)没している(『雜事記』十一107下)。文書そのものから年次が特定できない以上、紙背文書はこの時点まで文書として機能していた可能性がある。従って「入洛記」の書写は、信承没後となり、案外に、前述の明応七年二月の先例としての道朝失脚事件の記事が見える、その時点での成立かと推測できる。

(11) 加美氏前掲書10・79頁など。

(12) 鈴木登美恵「太平記の成立と本文流動に関する諸問題——兼良校本太平記をめぐって——」(『軍記と語り物』7号、昭45・4)

(13) 注(12)によれば、「門跡御不出之本」を「新禅院善秀依懇望被許拜見」という。この新禅院については「大乘院寺社雜事記」康正三年(1457)四月二十一日の条に次のような記事がある。

去十八日ヨリ東大寺之内新禅院逆修始之云々、唱導師坊主也、平家同在之云々、抑此新禅院者当門跡之祈願所也、仍中古ヨリ当門跡之領田井庄内ニテ寄進了、并寄進分之下地ニハ反錢ヲモ一向寄進了、自余ノ祈願所ニハ反錢等被聞事雖無之、当院事別段ノ祈願タル間、代々門主致し了、(下略)(二122上)

新禅院と大乘院門跡とのこうした密な関係は枚挙にいとま無く、新禅院からは度々進物(曳茶・畑茶・炭・串柿・密柑・大薬器・巻教等)が届いている。

(14) 注(12)に同じ。

〔付記〕

資料の閲覧・複写について国立公文書館内閣文庫・宮内庁書陵部に御高配を賜わり、前者には翻刻の御許しをいただいた。記して深謝申し上げる。小稿は昭和六十二年度文部省科学研究費補助金に基づく研究成果の一部である。

(87・9・20)

翻刻・内閣文庫蔵『神木入洛記』

翻刻に際しては、次の方針に従った。

- 1 漢字・仮名の別などすべて底本のままとしたが、旧字体・異体字等は原則として現行の活字体に改めた。
- 2 底本には殆んど読点はないが、通読の便を考慮して、私意に読点を付した。
- 3 虫損・破損等の欠字、あるいは裏文書との交錯による判読不能の部分は□で示した。
- 4 底本に段落はないが、通読の便を考慮して適宜段落を施した。
- 5 本文の右に梵字本「太平記」(古典文庫第九冊185〜202頁)との校異を示した。
- 6 「・・・」はその詞章を欠くことを示す。
- 7 分量の多い異文、および注記は末尾に校異注記(1)〜(9)として掲出した。

神木入洛記

貞治三年
河口庄事

『1オ』

神木入洛事

尾張修理大夫入道々朝ハ故等持院贈左大臣尊氏ト錦小路ノ惠源禪門ト御兄弟合戦ノ時、惠源禪門ノ方ニ属シテ打負シカハ、鬱胸ナヲ散セスシテ暫ク南方後村上院方ニ身ヲ寄ケルカ、当將軍義詮朝臣ヨリ様々弊礼ヲ尽シテ頻ニ招請シ給ケル間、又御方ニ成リ三男治部大輔義将ヲ面ニ立テ官領ノ職ニ居シ、武家ノ成敗ヲ意ニ任セケル、多年越前國ノ守護ニ在ケレハ一國ノ寺社本所領ヲ半落シテ家人共ニ分テ被行ケル、其中ニ南部ノ所領河口庄ヲハ一円ニ家中ノ料所ニ成シタリケル、此所ハ毎年維摩會ノ要脚タルノミナラス、春日社毎日不退(1ウ)ノ一切経ノ供料トシテ、一寺ノ学徒是ヲ以テ朝三ノ資ヲ得テ儼ノ飢ヲ休メ、夜窓ノ燈ヲ挑テ聚螢ノ光ニ易ル而ヲ近年ハ彼押領ニ依テ諸事ノ料脚悉欠如シヌレハ、維摩ノ会場ニハ柳条乱レテ垂手ノ舞ヲ列ネ、講問ノ床ノ前ニハ驚舌代テ講頌ノ歌ヲ唱フ、是一寺滅亡ノ基又ハ四海擾乱ノ端タルヘシ、早く当庄押領ノ儀ヲ止テ大会再興ノ礼ニ復セシメ給ヘト、公家ニ奏聞シ武家ニ触レ訴フ、然トモ公家ノ勅裁ハ成ルレトモ人是用ス、武家ノ奉書ハ輕シテ渡ス人ナシ、依之傲儀ノ若輩氏人国民等、貞治三年甲辰十二月春日ノ神木ヲ飭リ奉テ道朝人道カ宿所ノ前ニ振捨テ奉ル、其日轉テ勅使参リ迎シテ神木ヲハ(2オ)長講堂ヘソ入奉リケル、天子自ラ玉宸ヲ下サセ給テ常ノ御膳ヲ下サレ、摂家皆高門ヲ掩テ日ノ御供ヲ奉リ給フ、今歳末ノ風ニ向テ大本ノ遠ヲ見ルニ、政道ハ捨テ無キニ似タリトキヘトモ神慮ハ明ニシテ在スカ如シ、哀レトク裁許有レカシト人々申合ケレトモ、時ノ權威ニ憚テ是ヲ申沙汰スル人モ無リケレハ、神女カ鈴フル袖ノ上ヘニ詫言ノ涙セキアヘス神人ノ夙夜スル枕ノ下ニ夢想ノ告止ム時ナキ計ニテ日數ヲ送リケリ

同四年五月十六日何レノ山ヨリ出タリトモ知又大鹿ニ頭京中ニ走出

タリケルカ、家ノ棟築地ノ覆ノ上ヲ走り渡テ、長講堂ノ南ノ門前ニテ四声鳴テ何レノ山ヘ歸トモ見スシテ失ニケリ(2ウ)是ヲコソ不思議ノ事ト云ヒ沙汰シケルニ、同廿一日、同廿八日長講堂ノ大庭ヘコロヒ行キ、跡有テ髪長々ト生タル生シキ入道ノ頸一、七条東洞院ヲ北ニコマ廻テ遊ヒケル童部ノ中ニ、年程十歳ハカリナルカ、俄ニ物ニ狂テ一二丈トヒ上ノ跳ル事三日三夜也、参詣ノ人怪テキカナル神ノ付セ給タルソト問ニ、物ツキ口ウチ喋テ其返事ヲハセシテ

人ヤカツ神ヤマクルトシハシマテ三笠ノ山ノアランカキリハ

ト数万ノ人ノ聞ク所ニテ、タカラカニ三反詠シテ物付ハ則醒ニケリ、見モ恐シク聞クニ身ノ毛モキョウツツ神詫共ナレハ、是ニ驚テ神訴忽ニ裁許有ヌト覺ケレトモ、ヒタスラ耳ノ外ニ処シテ(3オ)三ヶ年マテハ閣レケレハ、朱ノ玉垣徒ニ引ク人モナキ御シメ繩其名モ長ク朽ハテ、霜ノ白幣カケマクモ賢キ、榊葉モ落テヤ塵ニ交ルラント、今更神慮ノ程モハカラレテ行末キカト空ヲソシ

抑今ノ国々ノ守護所々ノ大名共ヲ見ルニ、独トシテ寺社本所領ヲ押ヘテ領知セスト云者ナシ、而レトモ叶ハヌ訴詔ニ退屈シテ數ナカラ徒ニ黙止ス、国々ノ政ニ僻事多ケレトモ、人はヲ知ラネハ、咎無キニ似タリ、而ニ此人独リ、大社ノ強訴ニ取アフテ今ニ神訴ヲ得呪咀ヲ負ケルモ、其身ノ不祥トソ見ヘタリケル

カ、ル処ニ同十月三日道朝入道カ宿所俄ニ焼失シテ、財宝一モ残ラス内厩ノ馬共マテモ多焼死ニケレハ、春日大明神ノ御崇ヨト云沙汰セヌ人モ無リケル、サレトモ道朝ハ、三條高倉ニ屋形ヲ(3ウ)建テ將軍義詮ノ亭ニ咫尺シ給フ、門前ニ鞍置馬ノ立止隙モナク庭上ニハ酒肴ヲ昇列ネヌ時モナシ、夫サラヌタニモ富貴ノ家ヲハ鬼是ヲ睨トキエリ、何況ヤ神訴ヲ負ヌル人也、是トテモ行末キカ、アラント才智

アル人ハ怪メリ⁽¹⁾

抑此官領入道ト申ハ將軍家ニ・宗トノ御一族ナレハ誰カハ其職ヲ猜ム人モ有ルヘキ、又関東ノ盛ナリシ世ヲモ・見給タリシ人ナレハ礼儀法度モサスカ今ノ人ノ様ニハ有ル⁽²⁾シケレハ、是ソ誠ニ武家ノ世ヲモ久ク治メンスル人ヨト覚ヘケルニ、諸人ノ意ニ違フ事・有テ終ニ身ヲ⁽³⁾ハレケルモ、只春日大明神ノ冥慮ニ違フ故カト覺タリ⁽⁴⁾ノ所領ニ五十分一ノ武家役ヲ毎年懸ラレケルヲ、此官領ノ時ニ成テ二十分一ニナサル、是天下ノ人ノ先例ニ非ストテ慎ヲ含ム処也⁽⁵⁾」^(4オ) 第二ニハ將軍ノ亭⁽⁶⁾、造ラセラル⁽⁷⁾、赤松律師則祐モ其人數ナリ⁽⁸⁾、作事遅々シテ期日纒ニ過ケレハ、法ヲ犯ス過アリトテ新恩ノ地大庄一所没収セラル、是又則祐カ恨ヲ含ム隨一也、第三ニハ佐々木佐渡判官入道々々營ハ、五条ノ橋ヲ渡スヘキ奉行ヲ奉テ京中ノ棟別ヲ取ナカラ、事大宮ナレハ少シ延引シケルヲ勵ジ⁽⁹⁾、テ道朝一人シテ他⁽¹⁰⁾カ⁽¹¹⁾力ヲモカラス民ノ煩ヲモ成サス、五条ノ橋ヲ數日ノ間ニ渡シ出シ⁽¹²⁾、是又道譽面目ヲ失フ事ナレハ、是程ノフンレキヲハ致サンスルナリトテ、便宜ヲ曰ツケ耳ニフレテソ⁽¹³⁾相待ケリ。

之酒有ヲ用意シテ白布五疋⁽¹⁴⁾三月四日官領申沙汰ニテ將軍御花見會アリケルニ兼アリ⁽¹⁵⁾判官入道・々々營モ其御人數ニ相触テケレハ⁽¹⁶⁾參ルヘキ由領狀シテ⁽¹⁷⁾ケルカ⁽¹⁸⁾態ト引違テ其日京中ノ道々ノ物ノ上手共ヲ独モ残サス⁽¹⁹⁾引具シテ大原野ノ花ノ下ニ宴ヲ儲ケル、其ノアリサマ前代ニモ未代ニモアリカタカリシ莊嚴也又類ヒナキ遊ヲソシタリケル⁽²⁰⁾此事⁽²¹⁾口遊ト成テ官領ノ方ヘ聞エシカハ、是⁽²²⁾只我カ申沙汰スル將軍家ノ花ノ下ノ會ヲカハユケナル遊共カナト欺ケル者也ト安カラ

又事ニソ⁽²³⁾思⁽²⁴⁾、サリナカラモ、是ハ心中ノ憤ニテ公儀ニ出スヘキ咎ナラス、哀レ道譽何事ニテモ公方事ニ付テ法ヲ犯ス事アレカシ、辛ク沙汰⁽²⁵⁾致サント心ヲ付テ待レケル処ニ、廿分一ノ武家役⁽²⁶⁾、兩年マテ沙汰セサリケル間、管領スハヤ究竟ノ罪料ハ⁽²⁷⁾「5オ」出来シヌト喜テ、道譽カ近年給タル撰州ノ守護職ヲ改メ同⁽²⁸⁾国ノ旧領多田庄ヲ没収シテ政所料所ニ成タリケル、依之道譽カ爵債等閑ナラス、何ニモシテ此管領ヲ失ハハヤト思テ諸大名ヲ語フニ、六角判官入道ハ一家ノ惣領ナレハ本ヨリ子細ナシ、赤松ハ響也ナシカハ異議ニ及ヘキ、此外⁽²⁹⁾大名共モ大略ハ道譽カ申スニ諛ハスト云者無リケレハ、事ニ触テ此管領天下ノ世務ニ叶マシキ由ヲソ將軍⁽³⁰⁾ヘ⁽³¹⁾讒シ申ケル⁽³²⁾道朝咎無シテ忽ニ討ルヘキニ定マリニケリ、此為⁽³³⁾内々⁽³⁴⁾六角判官入道崇永ニ仰ラレテ江州ノ勢ヲソ⁽³⁵⁾召上サレケル

同五年八月四日此由ヲ道朝⁽³⁶⁾傳ヘ聞テ⁽³⁷⁾八月四日曉禁⁽³⁸⁾ニ將軍ノ御前ニ參リテ申サレケルハ、御不審ヲ蒙ル由内々告知スル人ノ候ツレトモ⁽³⁹⁾不忠不義ノ事候ハネハ申入⁽⁴⁰⁾及ハス⁽⁴¹⁾愚意ヲ遣候ツルニ、昨日江州ノ勢共少々合戦ノ用意⁽⁴²⁾罷上ニケル由承及候ヘハ、風聞ノ説ハヤ実ニテ候ケリト任ヲ取テハ然⁽⁴³⁾辨速事候ハ、国々ノ勢ヲソ⁽⁴⁴⁾召ル、マテモ候マシ、侍一人ニ仰付ラレテ忠諫ノ下ニ死ヲ賜リ衰老ノ後ニ⁽⁴⁵⁾曝サン事何ノ子細カ候ヘキト、恨ノ面ニ涙ヲ拭テ切ニ申サレケレハ、將軍モ理ニ服シタル体ニテ差タル御言モナシ、良久シク黙然トシテ涙ヲ一目ニ浮ヘ給フ、暫⁽⁴⁶⁾道朝ステニ退出セントセラレケル時、將軍席ヲ近付給テ条々ノ趣キケニモサル事ニテ候ヘ共、今ノ世ノ中我心ニ任タル事ニテモナケレハ、暫ク越前國ノ⁽⁴⁷⁾下向アテ諸人ノ申ス所ヲモ有メラレ候ヘカシトノ給ヘハ、道朝畏テ承リ候ヌトテ⁽⁴⁸⁾離テ退出セラレヌ、サル程ニ崇永兼ヨリ⁽⁴⁹⁾「6オ」用意シタル事ナレハ⁽⁵⁰⁾稠シクヨロヒタル兵八百余騎ヲ卒シテ、將軍ノ御屋形ヘ馳セ參シ四

又事ニソ⁽⁵¹⁾思⁽⁵²⁾、サリナカラモ、是ハ心中ノ憤ニテ公儀ニ出スヘキ咎ナラス、哀レ道譽何事ニテモ公方事ニ付テ法ヲ犯ス事アレカシ、辛ク沙汰⁽⁵³⁾致サント心ヲ付テ待レケル処ニ、廿分一ノ武家役⁽⁵⁴⁾、兩年マテ沙汰セサリケル間、管領スハヤ究竟ノ罪料ハ⁽⁵⁵⁾「5オ」出来シヌト喜テ、道譽カ近年給タル撰州ノ守護職ヲ改メ同⁽⁵⁶⁾国ノ旧領多田庄ヲ没収シテ政所料所ニ成タリケル、依之道譽カ爵債等閑ナラス、何ニモシテ此管領ヲ失ハハヤト思テ諸大名ヲ語フニ、六角判官入道ハ一家ノ惣領ナレハ本ヨリ子細ナシ、赤松ハ響也ナシカハ異議ニ及ヘキ、此外⁽⁵⁷⁾大名共モ大略ハ道譽カ申スニ諛ハスト云者無リケレハ、事ニ触テ此管領天下ノ世務ニ叶マシキ由ヲソ將軍⁽⁵⁸⁾ヘ⁽⁵⁹⁾讒シ申ケル⁽⁶⁰⁾道朝咎無シテ忽ニ討ルヘキニ定マリニケリ、此為⁽⁶¹⁾内々⁽⁶²⁾六角判官入道崇永ニ仰ラレテ江州ノ勢ヲソ⁽⁶³⁾召上サレケル

同五年八月四日此由ヲ道朝⁽⁶⁴⁾傳ヘ聞テ⁽⁶⁵⁾八月四日曉禁⁽⁶⁶⁾ニ將軍ノ御前ニ參リテ申サレケルハ、御不審ヲ蒙ル由内々告知スル人ノ候ツレトモ⁽⁶⁷⁾不忠不義ノ事候ハネハ申入⁽⁶⁸⁾及ハス⁽⁶⁹⁾愚意ヲ遣候ツルニ、昨日江州ノ勢共少々合戦ノ用意⁽⁷⁰⁾罷上ニケル由承及候ヘハ、風聞ノ説ハヤ実ニテ候ケリト任ヲ取テハ然⁽⁷¹⁾辨速事候ハ、国々ノ勢ヲソ⁽⁷²⁾召ル、マテモ候マシ、侍一人ニ仰付ラレテ忠諫ノ下ニ死ヲ賜リ衰老ノ後ニ⁽⁷³⁾曝サン事何ノ子細カ候ヘキト、恨ノ面ニ涙ヲ拭テ切ニ申サレケレハ、將軍モ理ニ服シタル体ニテ差タル御言モナシ、良久シク黙然トシテ涙ヲ一目ニ浮ヘ給フ、暫⁽⁷⁴⁾道朝ステニ退出セントセラレケル時、將軍席ヲ近付給テ条々ノ趣キケニモサル事ニテ候ヘ共、今ノ世ノ中我心ニ任タル事ニテモナケレハ、暫ク越前國ノ⁽⁷⁵⁾下向アテ諸人ノ申ス所ヲモ有メラレ候ヘカシトノ給ヘハ、道朝畏テ承リ候ヌトテ⁽⁷⁶⁾離テ退出セラレヌ、サル程ニ崇永兼ヨリ⁽⁷⁷⁾「6オ」用意シタル事ナレハ⁽⁷⁸⁾稠シクヨロヒタル兵八百余騎ヲ卒シテ、將軍ノ御屋形ヘ馳セ參シ四

門ノ警固仕ル、是ヨリ京中ヒシメキ渡テ將軍へ馳參ル武士モアリ管領
 へ馳參ル人モアリ、御官家臣ノ兩陣ノアワヒ繼ニ半町斗ナレハ何レヲ
 敵キ何レヲ御方トモ見ワカス、道朝始ハ一箭射テ腹ヲ切ラント企ケル
 カ將軍ヨリ三宝院僧正賢俊ヲ御使ニテ度々有メ仰ラレケル間、サラハ
 トテ北國下向ノ儀ニ定リケリテ去アテメ、ト都ヲ出テ下ル体ナラハハ
カリナシ敵共ニ追懸奉モコソアレトテ八月八日・夜半斗ニ、二宮ノ
 信濃守五百余騎ヲ卒シテ高倉西ノ門ヨリ將軍家へ押寄ル体ニ見セテ時
 ノ声ヲソ揚タリケル、是ヲ聞テ將軍家へ馳參集リタル大勢共内ニ入ラ
 ントスルモアリ外へ出トスルモアリ、何ト云事モナクヲシ合フ程ニ
ノ備作アラレ
 太刀長刀ヲ取ヲトモ馬物具ヲ失フ物モ数ヲ知ス、未夕戰
 ニモ及ハヌサキニ命ヲ失者共(6ウ)カスヲ知スアサマシカリシ所也
シメキノ術レニ道朝ハ北國ニ三百余騎ヲ勢ニテ長坂ヲ経テ越前ヘシ
下ケル、先陣今ハ一里斗モ落ノヒケルト覺テテ二宮ハ主ノ
 跡ヲ追テ落行・〇山ノ城ニ籠リ子息治部大輔義將ヲ栗屋ノ城ニ籠テ北
 國ヲ打順ムト議セラレケル間、將軍サラハ討手ヲ下セトテ畠山尾張
 守義深、山中中務大輔、佐々木治部大輔高秀、土岐左馬助、佐々木判
 官入道崇永、舍弟山内判官入道崇營、赤松大夫判官、同兵庫助範頭、
 此外□□能登加賀若狭越前美作近江ノ國勢相共ニ七千余騎、同年
 ・十月ヨリ山山栗屋二ヶ所城ヲ圍テ日夜明暮ニ攻ケレトモ、城郷高ク
 險シテ兵糧モ水木モ乏カラネハ何年攻ルトモ此城落サルヘシトハ見ヘ
 サリケリ、カ、ル処ニ翌年七月ニ大夫人入道々朝俄ニ病ニ侵サレテ逝去
 シケレハ(7オ)子息治部大輔義將サマ、〇歎申サレケルニ依テ、
 同九月ニ有免安堵ノ御教書ヲ成レテ京都へ召返サル、降人ト成テ京都
 へ被出ケリ、暫ク有テ北國ノ討手ヲ承リ桃井播磨守直常ヲ退治シテ、
シカハ頓テ越中國ヲ拜領ス、是ヨリ北國ハ無為ニ成ニケリ、サテ
 此濫觴抑道朝力辭事ハ何事ソヤ、楚ノ屈原カ汨羅ノ沢ニ吟テ天下皆

醉ヌリ我レ独リ醒タリト世ヲ憤ヲ、漁父笑テ天下皆醉テハ何ソ其糟ヲ
 喰サルト其ヲアス、ラサラント歎テ、滄浪ノ月ニ棹サシ、モケニヤサ
 ル道モ有ケリト思知ル、代ニナリヌ、サテモ、〇道朝都ヲ落テ後越前國河口庄ヲ南都ニ返シ付ラレシカハ、
 神訴忽ニ落居シテ貞治五年八月十二日ニ神木御掃座アリ、刻限ハ卯時
 卜定ラレタルニ其暁ヨリ雨暗ク風暴カリシカハ、天ノ怒猶何事ニカ残
 ルラント怪シカリシニ(7ウ)其期ニ臨テ雨晴レ風靜・テ天氣モ殊ニ
 麗シカリシカハ、是サへ人ノ意ヲ感セシメタリ、先ツ南曹弁万里小路
 ・嗣房參シテ諸事ノ奉ヲ取給フ、午刻計ニ鷹司左大臣殿冬通、九条
 大納言殿忠基、一条大納言殿房経、以下大中納言、大理等・次第ニ參
 リ給フ、二条関白太政大臣良基御着座アレハ、數輩ノ僧綱以下御座ノ
 前へ下テ其礼ヲ致ス、是レ時ノ長者ノ驗シ也、出御ノ程ニ成ヌレハ數
 万人立双ヒタル大衆ノ中ヨリ一人進ミ出テ・僉議ヲナス、有ニ事ヲ
 ・事ヲワレハ幄ノ屋ニ乱声ヲ奏ス、翁如ナル声ノ中ニ布留
 ノ神宝ヲ出シ奉ル、関白殿以下ノ卿相雲客席ヲ避テ皆跪キ給フ、其次ニ
 本社ノ御神五所ノ御正体、光明赫奕トシテユスリ出サセ給ヘハ、數千
 ノ神官共覆面ヲシテ各捧ケ奉ル、両列ノ伶倫道々還城業ヲ奏シテ正始
 ノ声ヲ調へ、神人警蹕ノ声ヲ揚テ、非常ヲ誡シメ(8オ)赤・仕丁白
 杖ヲ持テ御前ニ立テ黄衣ノ神人、神宝ヲ頂戴シテ統々ニ順フ、其外社
 司束帶ヲ着シテ列ヲ引ク、関白殿ハ柳ノ下重ニ絲鞋ヲメシテ、アタリ
 モ輝ハカリニ步出サセ給ヘハ、前驅四人左右ニ順ヒ、殿上人一人御裾
 ヲモツ、隨身十人有ト云トモ態ト御前ヨリハ追ス、神行ニ恐ヲナシ奉故
 也、其次ニハ鷹司左大臣殿、今出川大納言公直、花山院大納言兼定、
 九条大納言殿、一条大納言殿、坊城大納言俊冬、四条中納言隆家、西
 園寺中納言公永、四条宰相隆右、洞院宰相中将公頼、殿上人二ハ左中
 將忠頼、右中将季村、新中将親忠、左中弁嗣房、新中将基信、藏人左

中弁宣方、権右中弁資康、藏人左少弁仲光、右少弁宗顕、右少将為有」
 (8ウ)、右少将兼時^{以下}・行装ヲ整へ威儀ヲ正シテ列ヲナシ給へハ供奉
 ノ大衆二万人各貝ヲ吹ツレテ前後卅余町ニ支ヘタリ、盛乎朝廷無事ノ
 化、遠ク天児屋根ノ昔ニ立帰り、博陸具胆ノ徳、再ヒ高彦靈尊ノ勅ヲ
 新ニシ給ヘリ、誠ニ利物ノ垂跡、順逆ノ縁ニ和光ヲ給ハスハ今カ、ル
 神幸ヲ拝シ奉ルヘシヤト、岐ニ満ル見物衆ノ神徳ヲ貴ニハ無リケリ

〔5〕今度興福寺別当大僧正孝覚依所勞不上洛権別当僧正^(權僧カ)□□大乘院大僧^(權僧カ)□
 □尊以下上洛云(9オ)

応安四年十二月二日神木入洛着御長講堂

同七年十二月十七日帰座各裁許

康暦元年八月十三日神木入洛

同二年十二月十七日神木押御帰座(10オ)

(校異注記)

〔1〕「神木入洛記」のここまでは、既に「大日本史料 第六編之二十六」に
 翻刻がある(410、413頁)。梵舜本はここから「鹿入都并入道頭事」(187頁)
 として章段を改める。

〔2〕梵舜本「春日御崇事」(188頁)として改章。

〔3〕梵舜本「諸大名讒道朝事」(189頁)として改章。

〔4〕梵舜本はここに「籠ニ車ヲ駐テ手ヲ採テ碧羅ヲ攀ルニ曲徑通ニ幽処ニ、
 禪房ニ花木深シ、寺門ニ当テ湾溪ノセ、ラキヲ涉レハ……(中略)……
 牡丹妖艶ノ色ヲ風セシモケニサコソ有ツラメト思知ル、許也」(191頁-3、

193頁-3)という大原野花会の様を叙した長文が入る。

〔5〕梵舜本「魯叟有言曰ク衆ノ惡之必察焉、衆好之必察焉、或其衆阿党比
 周好スル事アリ、或ハ其人特立テ不群ニシテ惡ル、事アリ、毀譽共ニ不
 察アルヘカラス、諸人ノ讒言遂ニ真偽ヲ不レ糺シカハ」(194頁-3、195頁1)。

〔6〕梵舜本「抑道朝以无才庸愚ノ身ヲ、大任重器ノ職ヲ汚シ候ヌレハ、讒
 言モ多ク候覽ト覚候、而ルヲ讒者ノ御糺明マテモ无テ御不審ヲ可蒙ニテ」
 (195頁7、10)

〔7〕梵舜本「諸大名ノ勢共疲レニ乘シテ打止メント追懸タリ、二宮長坂峠ニ
 營テ……(中略)……又道朝二宮ヲ待テ越前ヘ下着シ變テ我身ハ」とい
 う二宮信濃守奮戦の記事が入る(197頁-4、198頁8)。

〔8〕梵舜本「神木御帰座事」(199頁)として改章。

〔9〕以下は梵舜本にはなし。

Shimboku-Jurakuki in the Naikaku-Bunko (A Transcription)

Shigeyuki NAGASAKA

Summary

Shimboku-Jurakuki, written by Jinson of Daijoh-in, Kohfuku-ji Temple, is considered to be an extracted version of Taiheiki. This transcription will be helpful to know the texts of Taiheiki in the later fifteenth century.